

京都市訓令甲第 24 号

区 役 所

京都市区長等専決規程の一部を次のように改正する。

令和3年3月31日

京都市長 門 川 大 作

別表課長（総務・防災課長及び子どもはぐくみ課長を含む。）の項第13号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

別表担当課長（室に置く担当課長を除く。）の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 担当事務に係る支出命令及び振替命令並びに出納（物品に係るものを除く。）の通知に関する事。ただし、市税徴収金等に関するものを除く。

別表総務・防災課長の項第4号中「限る。）」の右に「並びに統計調査員の報酬」を加える。

別表京北出張所次長の項第5号中「売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）」を「京都市物品会計規則第22条による廃棄物品」に、「廃棄処分」を「処分」に改める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)